

発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇ 保険金が支払われないのはどんなとき?

Q: 保険会社が保険金を支払わないという話をよく聞きますが、どういう場合に保険金が支払われないのでしょうか。

A: 生命保険は、わずかな保険料の払い込みでも、死亡したときは多額の保険金が支払われます。しかし、次のような場合には、保険金が支払われないことになっています。

- (1) 死亡保険金が支払われない場合
- ① 被保険者が契約日又は復活日から1年以内に自殺したとき
 - ② 被保険者が犯罪又は死刑の執行によって死亡したとき
 - ③ 死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき
 - ④ 契約者が故意に被保険者を死亡させたとき
 - ⑤ 被保険者が戦争、その他の変乱によって死亡したとき
- (2) 災害による死亡保険金が支払われない場合
- ① 契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によるとき
 - ② 災害死亡保険金受取人の故意又は重大な過失によるとき
 - ③ 被保険者の犯罪行為によるとき
 - ④ 被保険者の精神障害又は泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ⑤ 被保険者が無免許運転中に生じた事故によるとき
 - ⑥ 被保険者が酒気帯運転又はこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ⑦ 地震、噴火、津波又は戦争、その他の変乱によるとき

